

## 第7章

都市づくりを実現するために

---

## 1. 都市づくりの体制

### (1) 取組み体制

○本マスタープランを実現するためには、主体が市民・事業者・行政の三者であることを踏まえて、都市づくりの目標や進め方を共有しながら、お互いの役割分担をそれぞれ認識し、協働しながら進めていくことが重要となります。

### (2) 市民の役割

○市民は、実際に都市の中の生活者として日常生活を営んでおり、都市づくりの主役という立場にあります。よって、都市づくりの主役としての認識に立ち、都市づくりに関わる権利を有するとともに、自ら、住みよい都市づくりに積極的に関わりを持つように努めます。そのために、積極的な住民参加による合意形成や、都市づくりボランティアへの参加を行います。

### (3) 事業者の役割

○企業や団体などの事業者は、都市づくりの意義を十分に理解し、住民や行政の進める都市づくりに積極的に協力するとともに、自らも、地域にふさわしい都市づくりの実現に努めます。

### (4) 行政の役割

○行政は、都市づくりの目標と方針をもとに、道路・公園や生活関連施設など公共施設の整備やあり方について、常に都市づくりの立場から検討を行い、実施していくとともに、関連する国や県、その他の公的機関との調整、協力を進めていきます。

○また、市民や事業者などに対しては、都市づくりの目標を実現するために必要な、多様な情報を提供していくとともに、市民、事業者などの意見を反映するための適切な規制・誘導に努めます。

## 2. 都市づくりの実現に必要な措置

### (1) 上位・関連計画との連携

○本マスタープランに基づく行政による都市整備は、行政サービスにおける一部分であり、行政全体の最上位計画である総合計画と連動することによって、財政的な担保や他の関連計画との整合性が図られることになります。よって、最上位計画である総合計画や関連計画の内容を十分に踏まえて策定することが必要です。

### (2) 関係機関との連携

○本マスタープランで示す方針をもとに、具体的な事業を検討あるいは実施していく上では、国や県をはじめ、さまざまな機関との連携が求められます。国や県、都市計画以外の分野における関係機関に対して、情報収集を図りつつ、個別の取組みの実現に向けて積極的に働きかけるとともに、連携・協力体制の強化を図るなどにより、本マスタープランで示す都市の将来像の実現を目指します。

### (3) 計画的な事業推進

○平成12年4月の地方分権推進一括法の施行、三位一体の改革などの進捗により、本格的な地方分権社会が始まっています。行財政運営の自主性・自立性を得ると同時に、地方分権の進展に伴い、直接・間接的な地方財政の縮減が予想されます。

○このようななかで、自治体として生き残るために、経営能力の強化が必要となっており、都市運営コストの縮減のなかで、計画的な施設整備を進めていきます。

### (4) 都市計画マスタープランの見直し

○本マスタープランは、概ね20年先の将来を見据えた長期的な計画であり、その間には、策定期階では想定していなかった本市を取り巻く地域情勢の変化や、最上位計画である総合計画などの大きな方針転換が起こることも考えられます。

○今後、上位計画等の見直し、地域情勢・社会情勢の変化および施策の進捗状況等を踏まえて、見直しを検討することとします。